

安城市議会 I C T 推進基本計画

序章 計画策定にあたって

1990年代に入り I C T は企業だけでなく一般家庭においても徐々に普及が始まり、インターネットなどの劇的な技術革新により様々な生活のシーンで活用されている。

I C T の急速な進化に代表されるスマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルの幅広い場面において変化をもたらし、様々な分野における I C T 利活用のあり方もこの間で大きく変わってきた。

行政分野ではナンバー制度の導入とともに、行政事務の効率化を目的とした I C T 利活用の取組が進んでいるほか、従来活用があまり進まなかった分野（医療・農業・教育等）に加え、スマートタウンやビッグデータの活用などまちづくりの分野でも新規サービスの創出や効率化を目的とした事例が現れており、地方議会においても I C T 化による市民の多様な意見の把握、市民への情報提供や議会の効率化が求められる状況にある。

第1章 総論

1 計画策定の背景

安城市議会は、平成22年7月に市議会に関するアンケート調査を市民に実施し、その結果を踏まえて市民に信頼され機能する市議会を目指し、更なる議会改革にスピード感を持って取り組んできた。その後「開かれた議会」を確立するため、安城市議会基本条例が平成27年1月に施行され、議会及び議員のあり方を明らかにし、安全で安心して暮らせるまち安城を目指すとともに、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意した。

平成27年6月からは I C T の利活用を進めることにより、更なる議会の見える化、効率的な議会運営、議会・議員の活性化などを目的とし、議会の I C T 化を専門的に推進する「議会 I C T 推進プロジェクトチーム」を組織し活動を進めている。

そこで、安城市議会の I C T 化を具体的に推進するため、安城市議会 I C T 推進基本計画を策定するものとする。

2 計画策定の目的

安城市議会は、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現と、効率的で迅速な議会運営、議会の活性化、危機管理体制の強化など、さらなる議会改革により市民に信頼され機能する議会となるため、その有効手段のひとつとして議会における I C T 技術の積極的活用を推進する。

3 計画期間及び推進体制

計画期間は、当面の間、平成27年度から平成30年度までとする。

本計画の推進に当たっては議会運営委員会承認の下、議会ICT推進プロジェクトチーム及び市執行部との協業により、議会と市執行部双方が努力し、議会・行政の見える化、議会・行政の効率的な運営を目指し、市民目線の行政改革に取り組むものとする。

第2章 基本的な考え方

本計画の具現化にあたっては、市民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会及び議員活動の積極的情報発信と議会の合理化・効率化を推進すると共に、市民の意見などを積極的に取り入れることによって、「開かれた議会」を実現するものとする。

よって、安城市議会ICT推進基本計画は、以下の4点を基本事項とする。

Active : 効率化・活性化など議会改革を積極的に推進する。

Next : ICTを積極的に活用した新たな議会運営を行う。

Join : 議会への市民参加と関心の向上を図る。

Open : 議会情報を分かり易く市民に公開する。

なお、本計画第3章に掲げる事項の実施に向けた検討を進めていくが、ICTの技術革新、社会動向及び議会運営の状況等を考慮して、実施の要否・時期を判断するものとする。

第3章 議会ICT化推進事業計画

1 市民との情報共有の推進

- (1) ウェブサイト見直しによる分かりやすい議会情報の公開
- (2) 議会録画映像のスマートフォン・タブレットでの視聴への対応
- (3) 本会議及び全員協議会のインターネットLIVE中継
- (4) 委員会などのインターネットLIVE中継
- (5) SNSを活用した議会の情報公開
- (6) 議会情報のオープンデータ化

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・会議録のインターネット公開の迅速化
- ・議会ウェブサイト「市議会のページ」の公開
- ・インターネット（外部リンク）による会議録の公開

- ・一般質問・代表質問のケーブルテレビでの録画放映
- ・一般質問・代表質問のインターネット録画配信
- ・議会だよりの電子化

2 市民参加による議会運営

- (1) インターネットによる議会アンケートの実施
- (2) 電子メールによる議会への市民要望・意見の受付

3 議会のペーパーレス化推進

- (1) 議会スケジュール、会派スケジュールなどの電子化
- (2) 次第、議会日程、議案書、議案説明書などの電子化
- (3) 議案等説明会資料、補正予算書、補正予算説明書の電子化
- (4) 本会議、委員会、全員協議会など全ての会議資料の電子化（除く予算書、決算書類）
- (5) 各種基本計画、議会への情報提供資料の電子化

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・会議開催通知、各種案内の電子化
- ・一般質問・代表質問の通告書、通告文書の電子化

4 議員の情報活用能力の向上

- (1) 議会提要、先例集の電子化
- (2) 新聞記事等の検索データベースの活用

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・法規、判例検索システムの導入

5 議会のICT環境の整備

- (1) グループウェア、スケジュール管理システムの導入
- (2) タブレット端末の全議員配布
- (3) ペーパーレス会議システムの導入
- (4) 本会議場、委員会室のWiFi化
- (5) 本会議場への大型モニターの導入
- (6) 委員会室への固定カメラ等の設置
- (7) 電子採決システムの採用

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・議員控室へのノートパソコン、プリンターの配備
- ・議員控室のW i F i 化

6 危機管理体制の強化

- (1) 被災現場等の迅速な情報収集・提供
- (2) 議会B C P（業務継続計画）の策定
- (3) 議員への迅速な緊急連絡

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・議員の安否メール登録・利用

7 セキュリティー対策の強化

- (1) タブレット端末の指紋認証
- (2) 安全なクラウドシステムの利用
- (3) ネットワーク通信の暗号化、端末のm a cアドレス認証
- (4) 議会へのファイアウォールの設置

＝ 実施済みの事業 ＝

- ・パソコンへのウイルス対策ソフトの導入

8 財源措置及び計画の見直し

予算を伴うI C T化事業については、I C T推進基本計画に従い議会として財政当局へ要望していく。

I C Tの技術革新や社会動向及び議会の運営状況を踏まえ、常に最善の事業推進を図るため、必要に応じ当計画の見直しを行う。

9 運用要領・研修など

I C T環境の適切なルール、マナーを定めた議会I C T運用要領を定め、議員はこの要領に則り、I C Tの適正利用をおこなうこととする。

I C T環境を最大限活用し議会の見える化、効率化、活性化を図るため、システム導入に伴い適宜研修を議員に実施する。

